

セントラル商事株式会社

第59期

（ 自 平成20年4月 1 日
至 平成21年3月31日 ）

平成21年7月

【はじめに】

本書は、平成21年3月期（平成20年4月～平成21年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成21年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」
当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」
内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」
当社の平成20年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」
当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」
当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純 資 産 額 (*)} }{\text{リ ス ク 額 (*)} } \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純 資 産 額 (*)} }{\text{資 本 金 額}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{資 本 金 額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額 (*)}} \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負 債 合 計 額}}{\text{純 資 産 額 (*)}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流 動 資 産 額}}{\text{流 動 負 債 額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 セントラル商事株式会社
 代表者名 代表取締役社長 坂本 圭隆
 所在地 東京都中央区新富一丁目18番1号
 電話番号 03-5542-8911 (代)

② 会社の沿革

当社は、昭和25年に商品取引所法が制定されたのを契機に、商品市場での上場商品の売買等を目的に創業した会社であります。商号を「セントラル商事株式会社」とし、昭和25年9月28日、創業いたしました。

年 月	概 要
昭和25年 9月	商品先物取引の受託業務を目的として、セントラル商事株式会社を東京都中央区日本橋茅場町に創業。 資本金250万円。
昭和26年 2月	東京繊維商品取引所綿糸、毛糸市場の商品仲買人登録。
昭和28年 9月	東京穀物商品取引所農産物市場の仲買人登録。
昭和30年12月	東京ゴム取引所ゴム市場の仲買人登録。
昭和43年 8月	資本金を5,000万円に増資。
昭和46年 1月	農林水産大臣及び通商産業大臣より、東京繊維商品取引所綿糸市場、毛糸市場、東京穀物商品取引所農産物市場、東京ゴム取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和48年 7月	資本金を1億円に増資。
昭和57年 3月	通商産業大臣より、東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和57年 6月	資本金を4億8,000万円に増資。
昭和59年11月	通商産業大臣より、東京工業品取引所貴金属市場、綿糸市場、毛糸市場、ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 3年 7月	資本金を5億7,119万円に増資。
平成 3年 8月	農林水産大臣より、東京砂糖取引所砂糖市場、関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 7年 4月	資本金を6億7,211万円に増資。
平成 9年 6月	資本金を10億円に増資。
平成10年 3月	資本金を11億円に増資。
平成10年 5月	東京工業品取引所の綿糸・毛糸市場を廃止。
平成10年 6月	東京穀物商品取引所の砂糖市場の受託業務を廃止し会員に。
平成11年 8月	資本金を6億6千万円に減資。
平成11年 8月	資本金を8億6千万円に増資。
平成12年 3月	資本金を9億3千7百万円に増資。
平成12年 6月	大阪支社を開設。
平成12年 8月	資本金を11億3千7百万円に増資。
平成13年 1月	東京工業品取引所の貴金属及びゴム市場の受託業務を廃止し会員に。

年 月	概 要
平成13年 3月	資本金を15億8千7百万円に増資。
平成13年 8月	資本金を3億1千7百40万円に減資。
平成13年 8月	資本金を5億6千7百40万円に増資。
平成13年12月	資本金を8億6千7百40万円に増資。
平成14年 3月	名古屋支店を開設。
平成14年 8月	資本金を4億3千3百70万円に減資。
平成14年 8月	資本金を5億5千8百70万円に増資。
平成14年12月	経済産業大臣より、東京工業品取引所ゴム市場、中部商品取引所石油市場の商品取引員の許可を受ける。
平成16年10月	福岡商品取引所農産物市場の受託業務を廃止し退会する。
平成17年 3月	本社を東京都中央区新富一丁目18番1号へ移転。
平成17年 5月	東京工業品取引所より貴金属市場の受託会員を取得。 株日本商品清算機構に加入。 社日本商品委託者保護基金に加入。
平成17年 8月	中部商品取引所より鉄スクラップ市場の受託会員を取得。
平成20年 3月	中部大阪商品取引所鉄スクラップ市場の受託業務を廃止。
平成20年 7月	第二種金融商品取引業者登録。
平成21年 2月	中部大阪商品取引所石油市場の受託業務を廃止し退会する。
平成21年 2月	東京工業品取引所より石油市場の受託会員を取得。
平成21年 3月	東京穀物商品取引所より砂糖市場の受託会員を取得。 三菱商事フューチャーズ証券株式会社の商品先物対面取引事業を事業承継。

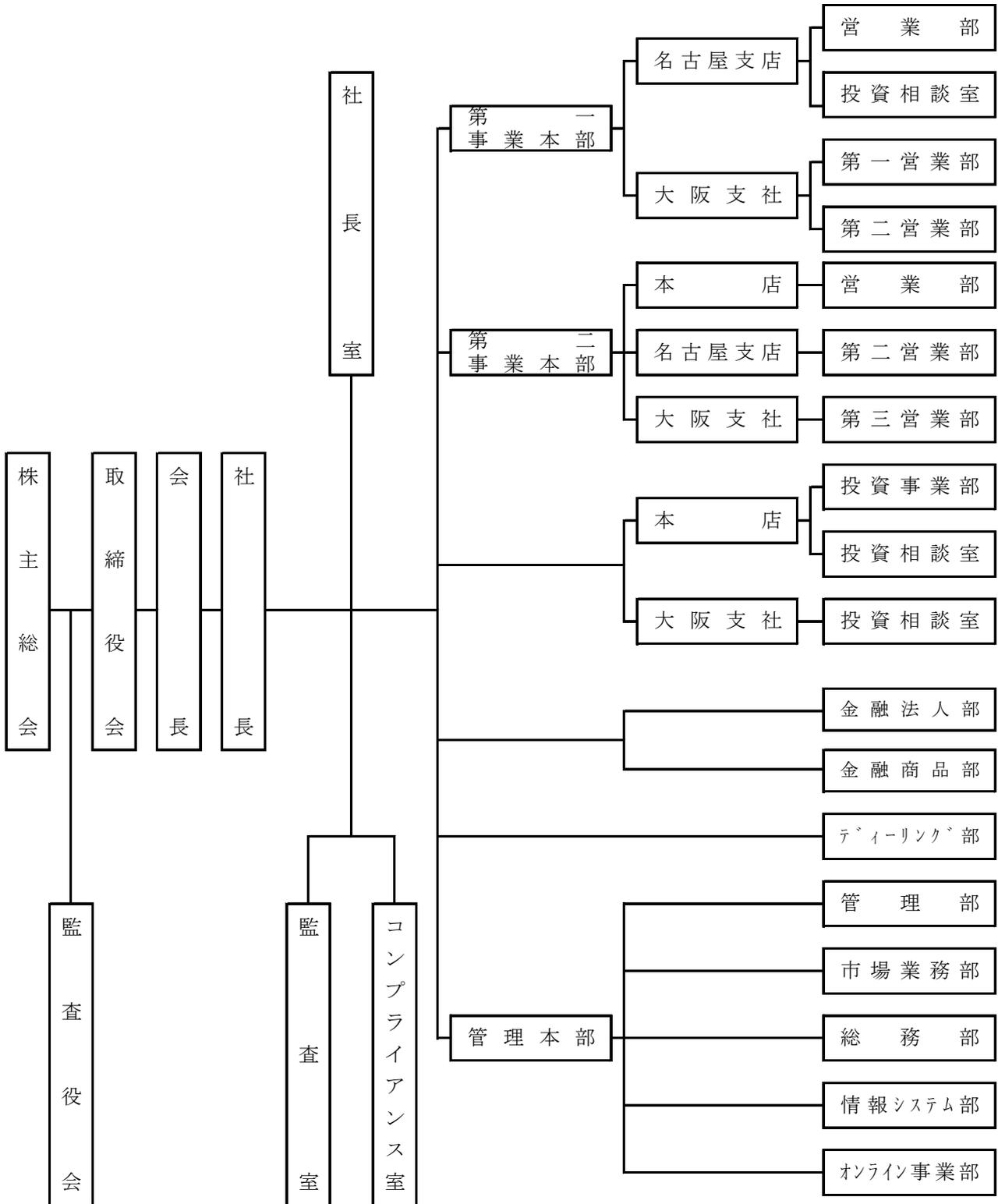
③ 会社の目的

- (1) 商品取引所法の適用を受ける各商品取引所の受託会員となり商品市場における上場商品、または上場商品指数等の取引、売買の媒介および定期受渡ならびに現物取引の仲介等
 - (2) 貴金属および非鉄金属、鉄鋼の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理
 - (3) 商品取引所法の適用を受ける商品に係わる売買の媒介、取次ぎもしくは代理および輸出入業務ならびに海外における投資
 - (4) 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用を受ける海外商品市場の上場商品の取引ならびに委託および取次ぎもしくは代理
 - (5) 次に掲げる金融商品取引法に規定する業務
 - ① 第一種金融商品取引業
 - ② 第二種金融商品取引業
 - ③ 投資運用業
 - ④ 投資助言・代理業
 - ⑤ 金融商品仲介業
 - (6) 前各号に付帯する一切の業務
- (注) 上記のうち____線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

許可番号：農林水産省「指令17総合第34号」

経済産業省「平成17・04・05商第3号」

取引所名 \ 市場名	農産物	砂糖	貴金属	ゴム	石油	上場商品名
東京穀物商品取引所	○					一般大豆、NON-GMO大豆 小豆、とうもろこし、生糸 アラビカコーヒー生豆、 ロブスタコーヒー生豆
		○				粗糖、精糖
東京工業品取引所			○			金、銀、白金、パラジウム 金ミニ、白金ミニ
				○		ゴム
					○	ガソリン、灯油、原油

※中部大阪商品取引所の石油市場は平成21年2月に受託業務を廃止致しました。

○ 受託業務 ● 取次業務

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。

(b) 従たる業務

貴金属（金地金）の販売・買取を行う業務。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区新富一丁目18番1号	03-5542-8911
大阪支社	大阪府大阪市中央区本町一丁目7番6号	06-6262-7211
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目21番8号	052-582-1161

※大阪支社は、平成21年6月15日付をもって、以下の所在地に移転し、電話番号も変更いたしました。

新所在地 : 大阪府大阪市中央区南本町二丁目2番9号

新電話番号 : 06-6261-7000

⑥ 財務の概要（平成21年3月決算期）

(a) 資本金	558,700千円
(b) 純資産額 *1	1,732,407千円
(c) 総資産額	6,283,632千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	1,294,540千円 (1,042,569千円)
(e) 経常利益	50,328千円
(f) 当期純利益	313,186千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。また、同法第193条第2項に基づく施行規則第81条の規定により当社が商品取引員として求められている最低の純資産額は1億円以上となっております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 13,970,517株 (平成21年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名 (上位10名)

氏名又は名称	住所	所 株 式 有 数 (千株)	発行済株式 総数に対する (%)
(株)ウィン	東京都千代田区	5,902	42.25
マルハ商事(株)	東京都千代田区	1,855	13.28
坂本嘉山		1,290	9.23
坂本啓子		800	5.73
藤井清彦		500	3.58
坂本圭隆		495	3.54
中村祥子		400	2.86
藤井明美		400	2.86
松下陽一		400	2.86
セントラル商事従業員持株会	東京都中央区	346	2.48
計		12,388	88.67

(注) 千株未満の株式数は、切り捨てて表示しております。

個人株主の住所については個人情報保護の観点から非公開としております。

⑨ 役員 の 状 況

役 名 及 び 職 名	氏 名 生 年 月 日	所 有 株 式 数
代表取締役 会 長	坂本 嘉山 昭和19年2月20日	千株 1,290
代表取締役 社 長	坂本 圭隆 昭和51年10月1日	495
取締役副社長 営業本部長	阪村 敏生 昭和19年12月13日	218
取締役 管理本部長	神山 宗一郎 昭和28年6月4日	64
取締役 相談役（非常勤）	菅原 護 昭和21年1月18日	30
監査役 （常勤）	原 正文 昭和15年12月2日	60
監査役 （非常勤）	影山達雄 昭和14年2月3日	334
監査役 （非常勤）	坂本 啓子 昭和24年3月26日	800

（注） 1． 監査役原正文と影山達雄は、会社法第2条16号及び第335条第3項に定める
社外監査役であります。

2． 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	127 人	117 人	10 人	83 人	44 人
平 均 年 齢	44.91 歳	45.66 歳	30.91 歳	46.50 歳	42.00 歳
平 均 勤 続 年 数	5.50 年	5.66 年	4.00 年	5.00 年	6.58 年
外 務 員 数	103 人	103 人	0 人	80 人	23 人

2. 営業の状況

① 営業方針

2005年の商品取引所法改正以降激動している当業界は、今後も取引時間の24時間化、清算資格の取得基準の引上げ等が予定されております。さらに総合取引所構想も実現に向けて動き出しており、経営環境は厳しさを増していくと思われまます。

このような環境の中当社は、創業以来お客様とともに成長する「利他共生」を企業理念に掲げ、情報、サービスの提供に尽力してまいりました。今期においても東京工業品取引所の石油市場の受託会員資格の取得やホームトレード取引の新環境への対応等、お客様の利便性の向上に努めてまいりました。また3月には三菱商事フューチャーズ証券㈱の商品先物対面取引事業を承継し、当面の課題であった営業基盤の拡充と安定を図り、お客様の信頼性の向上に努めました。

今後は、コンプライアンスの徹底を土台に対面営業を柱とした経営戦略の下、金融商品全般に幅広い知識を有する社員の育成を目指して社員教育にも力を入れ、お客様が必要とする情報、アドバイスの提供に尽力してまいります。

また、時代の流れや環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、多くのお客様に支持され、満足していただけるよう「利他共生」を実践し、経営の安定化に努めてまいります。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期におけるわが国経済は、約6年ぶりとなる景気後退のなか、多くの困難に直面しました。とりわけ、欧米の信用バブル崩壊に伴う国際経済・資本市場の混乱は、「100年に1度」と呼ばれる金融危機に発展し、当初は比較的傷が浅いとみられていたわが国の市場をも大きく揺るがす事態となりました。株価は、米国の大手金融機関の経営破綻をきっかけに下げ足を一気に速め、10月には7千円を下回る低水準となりました。また、9月には福田首相が辞任し麻生内閣が誕生しましたが、「ねじれ国会」の影響もあって景気対策は迷走しました。さらに、為替市場では12月には一時1ドル88.10円と1995年8月以来の円高水準となりました。こうした急速な円高は、輸出企業の収益悪化要因となり、景気の先行き懸念を一段と強めました。このため製造業は一気に減産へ舵を切り、派遣切りなど雇用情勢は急速に悪化し、政治、経済とも混迷ぶりが顕著となりました。

こうした中、当業界におきましては需給逼迫と投機マネーの流入により海外市場においては、7月11日のニューヨーク市場の原油価格が、1バレル147ドルの史上最高値を更新し、シカゴ商品取引所のとうもろこし及び大豆価格も史上最高値を更新しました。しかしながら、その後、金融危機の影響で原油をはじめほとんどの商品が大暴落となり、景気対策が発表される度に徐々に値段を戻す展開となりました。一方、国内の商品市場は、取引所のインフラ整備も奏功せず、投資家の市場離れを食い止めるにはいたりませんでした。売買高は、金のミニ取引以外は大きく減少し、農産物にいたっては前期比64%減と不振を極め、当期の総売買高は9千260万枚（前期比34%減）となり、5期連続で前期を下回る結果となりました。

このような環境下、当社におきましては6月に代表取締役社長が交代し、長期ビジョンの下、将来を見据えた政策を実行しました。東京工業品取引所の取引時間の延長を考慮して4月より始めたホームトレード取引の利便性やサービスをより充実させ、8月からは商品ファンドの販売業務も開始しました。また2月には中部大阪商品取引所の石油市場を脱退して東京工業品取引所の石油市場の受託会員資格を取得し、3月には東京穀物商品取引所の砂糖市場の受託会員資格を取得しました。さらに、組織制度の見直しにも着手し、徹底した経営コストの削減を図りました。2年前から継続している委託者向けセミナーや営業社員の勉強会も定着してきており、将来の布石として着実に前進するよう努めております。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

世界的な信用不安から資産価値の高い金において売買高が膨らみ、貴金属市場において増収となりました。しかしながら、他商品におきましては一年を通して荒い値動きとなった結果、売買高が伸び悩み、特に農産物市場において減収（前期比30%減）となり、全体では10億4,200万円（前期比13%減）となりました。

(2) 売買損益部門

2008年商品相場の前半は史上最高値が続出するほどの上昇となりましたが、後半は一転株安・円高に連動し大きく下落と商品全般で近年希にみる相場変動の大きな一年となった中、砂糖市場以外全ての市場で大きく利益を計上し、年間で2億5,100万円の利益計上となりました。

以上の結果、当期の営業収益は12億9,400万円（前期比7%増）となりました。営業費用は徹底した合理化による経営コストの削減で、12億4,500万円（前期比22%減）と大きく減少し、最終的に経常利益は5,000万円、当期純利益は3億1,300万円の黒字計上となりました。

事業年度における受取手数料及び売買損益は次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第59期	
		(自 平成20年 4月 1日)	(至 平成21年 3月31日)
商品先物取引			
農 産 物 市 場			553,932
砂 糖 市 場			261
ゴ ム 市 場			73,618
貴 金 属 市 場			360,787
石 油 市 場			53,864
小 計			1,042,463
商品ファンド販売手数料			105
合 計			1,042,569

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第59期	
		(自 平成20年 4月 1日) (至 平成21年 3月 31日)	
商品先物取引			
農産物市場			105,442
砂糖市場			△ 5,959
ゴム市場			10,995
貴金属市場			62,191
石油市場			79,290
小 計			251,960
その他の売買損益			11
合 計			251,971

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、商品先物評価損益を含めて計算しております。
 2. 消費税は含まれておりません。
 3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 別 内 訳	第59期		
		(自 平成20年 4月 1日) (至 平成21年 3月 31日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		263,139	20,948	284,087
砂糖市場		91	210	301
ゴム市場		61,279	15,288	76,567
貴金属市場		118,937	21,802	140,739
石油市場		63,912	5,639	69,551
合 計		507,358	63,887	571,245

(注) 売買高には受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

当業界を取り巻く環境は、2005年の商品取引所法改正以降大きく変化し、委託者保護とコンプライアンスの徹底が企業経営及び営業活動の中心となりました。さらに今後は、取引時間の24時間化、清算資格の取得基準の引上げ等が予定されており、経営環境は厳しさを増していくと思われま

す。このような環境の中当社は、一貫して顧客第一主義を念頭に顧客との共栄に努力してまいりました。また、平成21年3月に行った三菱商事フューチャーズ証券㈱からの商品先物取引対面営業部門の事業承継により当面の課題であった営業基盤の拡充を図ることができ、対面取引を柱とした経営戦略の土台を構築することができたと考えております。今後は環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、従来にも増してコンプライアンスを重視しつつ、インフラの整備・拡張を行って情報・サービスのさらなる充実を図ってまいります。また、財務基盤と経営管理体制の一層の強化を図り、今後も顧客第一主義を実践してまいります。

⑤ 受託業務管理規則

(1) 対面取引

(目的)

第1条 この規則は、受託業務の誠実かつ公正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(責任の明確化)

第2条 取締役会は、委託者（以下「顧客」という。）に係る管理及び登録外務員等の受託業務に係る管理の責任を負う。

(管理組織)

第3条 前条の目的を達成するため、営業部門から独立した組織として次に掲げる管理担当班を設置する。

- (1) 本店及び従たる営業所に管理担当班を設置し、管理担当班員を置く。
- (2) 管理担当班員を統括する者として本店に管理責任者を置き、管理部部長又はこれに準ずる者が担当する。
- (3) 管理責任者を統括する者として総括管理責任者を置き、管理部門を統括する取締役が担当する。
- (4) 総括管理責任者を補佐する者として副総括管理責任者を置き、管理部門の部長が担当する。
- (5) 総括管理責任者及び副総括管理責任者を補佐する部門として管理部を置く。

(管理担当班の職務)

第4条 当社は、受託業務の適正な運営を行うため、管理担当班の職務、権限を次の各号のとおり定める。

- (1) 不適合者の取引参入防止を図るための顧客の適合性の審査
 - (2) 営業活動において商品取引所法その他関係法令諸規則並びに本規則の遵守及び適切な受託業務が行われるための必要な指導、監督
 - (3) 顧客の商品先物取引の知識を深め、理解度を高めるための必要な措置
 - (4) 顧客の取引内容の分析精査及び異常な兆候が認められた場合の迅速かつ適切な措置
 - (5) 顧客からの苦情、紛争に対する迅速かつ適切な対応
 - (6) 顧客に対するアンケートの実施
 - (7) その他必要と認められる事項
- 2 管理部は総括管理責任者及び副総括管理責任者を補佐するとともに、日常の営業活動に対する法令諸規則等の適用、解釈についての判断、助言を行い、紛争の事例や法令諸規則等についての研修を実施し、営業部門における受託業務の管理能力の向上に努める。また、管理部は、営業部門による取引意思の確認以外に訪問又は架電により取引意思の確認を行うとともに、顧客の理解状況を確認することとする。
- 3 総括管理責任者は本規則第9条により受託の適否を判断するものとする。なお、総括管理責任者が出張等不在のために判断できない場合にあっては副総括管理責任者が受託の適否を判断する。但し、副総括管理責任者から報告を受けることが可能となった場合、総括管理責任者は直ちに副総括管理責任者から判断の結果及びその根拠について報告を受け、その内容が妥当なものであるかを審査する。

(商品先物取引に不相当と認められる者の参入防止)

第5条 当社は、次の各号に該当する者（以下「受託制限該当者」という。）に対しては、勧誘及び受託を行わないこととする。なお、受託開始後に受託制限該当者に該当することになった場合、総括管理責任者は建玉の処分等を顧客又は後見人等と相談して決定することとし、それ以降は新たな取引の勧誘及び受託は行わない。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法の適用を受けている世帯に属する者
- (3) 長期入院患者及び長期自宅療養者
- (4) 随時連絡が取れない可能性のある者
- (5) 過去に紛争を多発した顧客、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れがある者
- (6) 商品先物取引をするために借入れをする者
- (7) 破産者で復権を得ない者
- (8) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者
- (9) その他上記に準ずる者

2 次の各号に該当する者（以下「準受託制限該当者」という。）に対しては、原則として勧誘及び受託は行わないこととする。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計を維持している者であって、その収入が収入全体の過半を超えている者
- (2) 一定の収入（年収500万円以上）を有しない者
- (3) 年齢が65歳以上の者及び30歳未満の者
- (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行う者

3 顧客が前項に定める準受託制限該当者であっても、顧客本人の自書により、自らが適合性の原則に照らして準受託制限該当者であることを理解しているとともに、次に定める例外要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告があり、当該要件を満たしていることが証明できる場合には、総括管理責任者は管理責任者による適合性に関する確認結果を踏まえて勧誘及び受託の適否を判断する。

(1) 前項第1号及び第2号に該当する顧客については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。

(2) 前項第3号に該当する顧客については、次の区分による要件を満たしていること。

ア 65歳以上の者及び30歳未満の者については、直近3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引の取引経験を有するなど商品先物取引を行うにふさわしい投資経験（金融商品及び有価証券等の先物取引、株式の信用取引、外国為替証拠金取引等レバレッジ性のある取引を含む）があること、商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることの証明があること。但し、25歳未満の者にあつては事業主であること。

イ 65歳以上75歳未満の者及び25歳以上30歳未満の者で商品先物取引を行うにふさわしい投資経験のない者については、商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることの証明があること。なお、65歳以上75歳未満の者にあつては老後の備えとして蓄えた資産まで投資することがないよう投資可能資金額が適正に設定されていることを確認するとともに取引開始後も十分な管理を行うものとする。

(3) 前項第4号に該当する顧客については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。

4 前項の総括管理責任者による審査にあつては、例外要件を満たしていることの証明は次に定める方法により行うこととする。

(1) 投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることの証明は、資金の裏付けとして預貯金通帳の写し、又は顧客本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した書面の提出があること。

(2) 商品先物取引の経験を有するなど商品先物取引を行うにふさわしい投資経験があることの証明は、当該期間における取引記録を示す売買報告書等の証書（写し可）又は自書による取引期間を記載した書面の提出があること。

(3) 商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることの証明は、商品先物取引に関する理解度確認書の提出があること。

（勧誘行為及び取引の意思確認について）

第6条 営業担当者は勧誘に先立って顧客に対して会社名、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘である旨の告知をし、勧誘を受ける旨の意思の確認を行うものとする。勧誘を受ける旨の意思の確認ができた顧客に対して勧誘を行う場合、営業担当者は顧客の取引参加の意思及び自己責任で取引を行うことについて、顧客の十分な理解と納得を得た上で参加を求めることとする。

2 顧客に対して商品先物取引についての勧誘である旨を告知したことの確認、勧誘を受ける意思の有無を確認したことの記録を作成し、取引終了後3年間（取引に至らなかった顧客の記録の保存は不要）保存する。

3 当社は、迷惑を覚えさせるような仕方による勧誘を禁止するとともに、勧誘拒否者（委託を行わない旨の意思を示した者を含む）に対する再勧誘の防止策を講ずることとする。

(1) 迷惑勧誘行為の明確化

迷惑な勧誘行為の時間帯を午後9時から午前9時とし、次に定める勧誘は行わないこととする。但し、顧客による事前の具体的な指示又は承諾があつた場合はこの限りではない。

ア 顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘を行うこと。

イ 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと。

ウ 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘を行うこと。

(2) 再勧誘を防止するための対策の明確化

勧誘拒否者に対して勧誘を行わないために、顧客から電話、メール、FAX等により勧誘を拒否する旨の意思表示があった場合には、各部署において勧誘拒否者に関する記録として顧客の氏名、住所、電話番号、意思表示のあった日時、場所、受信者の氏名等を記載した書類を作成し、管理部に報告することとする。

当該報告を受けた管理部は、勧誘拒否該当者リストを作成し、再勧誘することのないよう本支店の営業部門に掲示して告知することとする。

(契約締結に際しての説明)

第7条 勧誘に際しては、事前交付書面である「受託契約準則」「商品先物取引－委託のガイド」「セントラル商事株式会社ロスカット制度取引約款」（以下「ロスカット約款」という。）を顧客に必ず交付することとする。

2 顧客に説明するにあたっては、商品取引所法第217条第1項第1号から第3号までに規定する商品先物取引の仕組み・リスク等について、次の事項を理解できるよう説明した後、書面により顧客の理解状況を確認することとする。

(1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり（商品の種類や相場の動向にもよる）商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動（つまり、大きな利益又は損失）が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。

(2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の金額を上回る損失が発生するおそれがあること。

(3) 相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続したいのであれば、追加的な取引証拠金等を預託する必要があること。

3 前項により顧客の理解を確認した後、商品取引所法第217条第1項第4号に基づく商品取引所法施行規則第104条に定める事項について説明し、書面により顧客の理解状況を確認することとする。

4 顧客から前2項の確認として、顧客の自書により説明した営業担当者名及び日付とともに、署名捺印がなされた「重要事項説明書」を受領し、取引終了後7年間保存することとする。

5 ロスカット約款は、記載事項について顧客が理解できるように説明し、当該制度を利用するか否か当社所定の書面による申し出を受けることとする。

(顧客カードの整備)

第8条 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを作成し、本店に正本を、従たる営業所にその写しを備え付けることとする。

- (1) 住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、家族構成
- (2) 職業、勤務先及び勤務先住所、電話番号、業種及び役職名
- (3) 年収及び資産（預貯金、有価証券、その他）の状況
- (4) 投資可能資金額
- (5) 商品先物取引及び株式取引等の経験の有無
- (6) 受託契約を締結する目的（元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引であることの自覚）
- (7) 口座開設までの状況
- (8) その他必要と認める事項

2 顧客カードは勧誘が始まった時点から営業担当者が作成し、次条第1項に定める書類とともに管理担当班員に提出することとする。

3 営業担当者は、最新の属性情報を把握したときは直ちに管理担当班に報告するとともに、顧客カードにおいて情報を更新することとする。

(適合性の審査)

第9条 営業担当者は、顧客が自己責任で取引を行うことについて十分な自覚を促した上で、顧客の属性や理解の状況を把握するため顧客から次に定める書類を受領し、管理担当班員に提出することとする。

(1) 口座設定申込書

適合性を判断する基礎資料とするため、顧客の自書により以下の事項を正確に記入するよう求めることとする。なお、投資可能資金額とは、顧客が損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額であり、商品先物取引によって損失（評価損を含む）及び手数料並びに手数料に係る消費税が発生している場合には、当初申告のあった投資可能資金額から控除した額を投資可能資金額とし、口座設定申込書の提出を受けるときは、その意味を顧客が理解できるように説明し、顧客がその趣旨を十分理解した上で自らの意思で当該金額の申告を受けることとする。

ア 住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、家族構成及び連絡先

イ 職業、勤務先及び勤務先住所、電話番号、業種、所属及び役職名

ウ 商品先物取引及び株式取引等の経験の有無

エ 資産状況（年収、預貯金、有価証券、その他）

オ 投資可能資金額

カ その他必要と認める事項

(2) 取引開始前のアンケート

(3) 重要事項説明書

(4) 予想が外れた場合の売買対処説明書

(5) 本人を確認する書類

- 2 管理担当班員は、営業担当者から提出された書類が揃っていること、顧客の適合性の審査に必要な事項が記載されていることを確認した上で管理責任者に提出することとする。
- 3 管理責任者は、管理担当班員から提出された書類に基づいて審査基準表を作成して審査し、適合性があると判断した場合にはその判断根拠等を審査基準表に記載した上で、関係書類を添えて総括管理責任者に報告することとする。
- 4 総括管理責任者は、管理責任者の審査結果が妥当であるか関係書類に基づいて受託の適否を判断し、その判断根拠等を審査基準表に記載することとする。受託を適と判断した場合にあっては、次条に定める適合性による区分について審査基準表に記載することとする。なお、約諾書の差入れ、取引証拠金の預託、取引の受注は適合性の審査を受けた後でなければならない。
- 5 勧誘の過程又は審査の結果、適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止することとする。
- 6 審査結果の記録は取引終了後7年間保存することとする。但し、取引に至らなかった顧客の記録の保存はその限りでない。

(適合性による区分)

第10条 当社は、顧客が自らの資金力、理解度、投資経験等に照らして過度なリスクをとることのないよう適合性の審査結果に応じて別紙の通りAからDまでのランクに区分し、取引量を制限することとする。

- 2 当社は、商品先物取引は投機性が高くハイリスク・ハイリターン取引であることを踏まえ、直近3年以内に延べ90日間以上の取引経験のない者（以下「未経験者」という。）に対して次の保護措置を講ずることとする。
 - (1) 取引開始から3か月間は習熟期間とし、商品先物取引の仕組み、知識の習得と理解が十分になるよう啓発する。
 - (2) 資金に余裕ある取引となるよう顧客に勧奨するとともに、顧客の理解度、判断力、資産状況等から見て過度、過大な取引と判断されるときは、顧客と相談の上、取引の縮小あるいは制限する等の適切な措置を講ずる。
 - (3) 商品先物取引に対する理解度、判断力等を判定するため、習熟期間中にアンケート調査を行い、未だ理解が十分でないと思われる顧客については、理解度向上のための適切な措置を講ずる。

(不正資金の流入防止措置)

第11条 公金出納取扱いや金融機関等において他人の金銭、有価証券等を取り扱っている者が、不正にそれらを投資資金として流用することが社会問題となっていることを踏まえ、当社は不正資金の流入を回避するため次に定める者からの受託にあたっては、次項以降に定める措置を講ずることとする。

- (1) 銀行、農漁業組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で、直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係る者。
- (2) 国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者。
- (3) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者。

- 2 前項各号のいずれかに該当する顧客から自己資金での取引である旨の自書による書面を受領することとする。
- 3 前項に定める書面の提出を受けた顧客の取引に係る実質入金額が一定の基準を超えたときは、不正資金の流入を防止するため次に定める調査を開始することとする。
 - (1) 調査開始基準
当該顧客の実質入金額が、口座設定申込書に本人が記載した投資可能資金額を超えたとき、当該顧客の資金について調査を開始する。
 - (2) 調査部門
調査業務を行う調査部門は管理部とし、調査は当該部の社員が実施する。調査にあたって調査部門は営業部門からも事情聴取することとし、営業部門は把握している顧客の情報を全て調査部門に報告する等調査に協力しなければならない。
 - (3) 調査項目
調査に当たっては、当該顧客から実質入金額が自己資金であること及びその資金の根拠を記載した自書による書面の差入れを受けるとともに、自己資金であることの裏付書類の提出を求めることとする。なお、裏付書類の提出がされなかった場合には、その後の新たな入金及び建玉の追加は受けないこととする。
- 4 当社は、顧客から不正資金による取引資金の預託があると判明したときは、その後の入金は不正資金の有無に係らず受託しないこととし、当該顧客に対し速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは速やかに清算することとする。
- 5 不正資金の流入を防止するために、その調査に係る記録を作成し、これを10年保存することとする。

(顧客との入出金に係る管理措置)

第12条 顧客と間の入金及び出金は原則として振込みにより行うこととする。但し、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合には、総括管理責任者が顧客ごとにその必要性等について「預り証拠金等現金授受申請書」により個別に審査して判断することとする。

- 2 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証等の交付と同時に行うこととする。
- 3 営業担当者が顧客から現金で入出金したときは、管理担当班員が、当該顧客に対し、入出金の額、日時、営業担当者の氏名等について確認することとする。
- 4 現金の授受に当たっては、原則として複数の役職員で対応することとする。但し、やむを得ず一人の営業担当者で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得ることとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第13条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。但し、総括管理責任者が必要と判断した場合には、取引本証拠金の額を一定額増額することが出来る。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括管理責任者とし、その内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を5年間保存することとする。

(受託業務における禁止行為)

第14条 商品先物取引の勧誘及び受託にあたっては、登録外務員は商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、及び日本商品先物取引協会の受託等業務に関する規則に定める禁止行為をしてはならない。

(広告等に係る管理措置)

第15条 当社は、商品取引受託業務の内容に関し、広告その他多数の者に対して同様の内容による情報を提供する行為（以下「広告等」という。）を行うときは、別に定める広告等に関する規程に基づき、適正に実施し管理することとする。

(個人情報の保護)

第16条 当社は、個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び日本商品先物取引協会が別に定める個人情報ガイドラインに従って、顧客、役職員その他の個人情報について、利用目的の特定、及び公表を行うとともに必要な諸規定、諸規則の整備及び組織体制の確立に努め、これらの個人情報の取得、安全管理、第三者への提供の制限等、個人情報の保護に必要な措置をとるものとする。

(勧誘方針の策定及び公表)

第17条 当社は、商品先物取引の勧誘を行おうとするときには、あらかじめ、当該勧誘に関する方針を定め、これを公表することとする。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項
- (2) 勧誘の方法及び時間帯等に関し顧客に対し配慮すべき事項
- (3) 商品先物取引の理解を得るための説明において配慮すべき事項
- (4) その他、勧誘の適正の確保に関し必要な事項

(違反者に対する制裁)

第18条 受託業務における禁止行為を犯した者に対しては、当社ペナルティー内規、就業規則並びに歩合外務員に関する規則によりこれを懲戒する。

(主務省及び日本商品先物取引協会への届出)

第19条 この規則は、主務省及び日本商品先物取引協会へ届け出る。これを変更した時も同様とする。

(電子取引に関する特例等)

第20条 対面取引（コンサルティング取引）及びコールセンター取引（マーケット・アナライザー・トレード口座取引）における電磁的方法による口座開設については、別に定める「電磁的方法による口座開設に係る取扱い要領」によるものとする。

2 電子取引については、この規則に定めるもの以外は、別に定める「電子取引に係る受託業務管理規則」によるものとする。

(委託者移管に係る特別措置)

第21条 合併、吸収分割及び事業の譲渡により主務大臣の認可を受け移管を希望する委託者又はトランスファーに伴い当社で取引を希望する委託者について「別紙2」のとおり例外の要件を設ける。

(この規則の改廃)

第22条 この規則の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

- (附則)
1. この規則は、平成12年4月1日から実施する。
 2. 一部改正 平成13年11月12日から実施する。
(お客様カードから口座設定申込書に変更)
 3. 一部改正 平成14年8月1日から実施する。
 4. 一部改正 平成15年4月1日から実施する。
 5. 一部改正 平成15年6月6日から実施する。
 6. 一部改正 平成15年7月1日から実施する。
 7. 一部改正 平成15年8月1日から実施する。
(添付資料一部変更)
 8. 一部改正 平成17年5月1日から実施する。
但し、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。
 1. 第14条 平成17年3月1日
 2. 第15条 平成17年4月1日
 9. 一部改正 平成17年10月1日から実施する。
 10. 一部改正 平成19年7月1日から実施する。
 11. 一部改正 平成19年9月30日から実施する。
 12. 一部改正 平成20年1月15日から実施する。
 13. 一部改正 平成20年4月1日から実施する。
 14. 一部改正 平成21年3月1日から実施する。

当社は、受託業務管理規則（以下「規則」という。）第10条に基づき適合性の審査結果に応じて以下のとおりランク分けし、各ランクに定める範囲において受託を行うものとする。

なお、商品先物取引の経験のない顧客にあつては、顧客の自主性と自己責任を重んじつつ、該当するランクに定められた制限等を遵守して顧客の保護と育成を図るものとする。

1. 商品先物取引経験者・未経験者の判断

直近の3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引経験がある者を経験者とし、それに満たない取引経験がある者及び取引経験のない者を未経験者とする。

（判断基準）

- (1) 口座設定申込書に記載された期間内経験日数を基準とするが、その根拠として取引記録を示す過去の売買報告書等の証書（写し可）の提出を受けた場合
- (2) 売買報告書等の証書（写し可）の提出がない場合は、自書による取引期間を記載した書面の提出を受けた場合

2. 顧客の適合性を次のとおりAからDまでのランクに区分する。

- Aランク・・・経験者で年収（年金等は含まない）500万円以上の者
- Bランク・・・経験者で年収500万円未満の者
- Cランク・・・未経験者で年収（年金等は含まない）500万円以上の者
- Dランク・・・未経験者で年収500万円未満の者

3. 建玉時に預託する取引証拠金等の制限額

- Aランク・・・顧客が申告した投資可能資金額の範囲内とする。
- Bランク・・・顧客が申告した投資可能資金額の2/3以内とする。
- Cランク・・・取引開始から3か月以内は、顧客が申告した投資可能資金額の1/3以内とする。
- Dランク・・・取引開始から3か月以内は、顧客が申告した投資可能資金額の1/4以内とする。

4. Aランクの顧客が、申告した投資可能資金額を超える取引を希望する場合には、営業責任者は、規則第5条第3項に定める書面を添付して「投資可能資金額変更申請書」により総括管理責任者の承認を求める。

5. Bランクの顧客が、申告した投資可能資金額の2/3の建玉時に預託する取引証拠金等の制限額を超える取引を希望する場合には、営業責任者は、当該顧客の年収（年金等は含まない）が500万円以上である旨の証書（写し可）又は、顧客本人の自書による書面を添付して「建玉時に預託する取引証拠金等の制限額変更申請書」により総括管理責任者の承認を求める。

6. Cランクの顧客が、申告した投資可能資金額の1/3の建玉時に預託する取引証拠金等の制限額を超える取引を希望する場合には、未経験者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び商品先物取引に習熟していると認められる場合に限られることを理解している旨の自書による書面での申告を得て、営業責任者は、当該顧客が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認した「建玉時に預託する取引証拠金等の制限額変更申請書」により総括管理責任者の承認を求める。

7. Dランクの顧客が、申告した投資可能資金額の1/4の建玉時に預託する取引証拠金等の制限額を超える取引を希望する場合には、原則として習熟期間の3か月を経過するまで認めない。

以上

項 目	適 用
準受託制限者に関する事項	「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」に抵触しない範囲とする。
特例委託者に関する事項	受託契約準則第11条2に基づき「商品取引所が定めた要件に該当する委託者」で移管元の会社で認められたものはそのまま継承するものとする。
適合性の審査	適合性審査に基づいて移管した日から1年後に見直すものとする。

(2) 電子取引

(目的)

第1条 この規則は、電子取引（インターネット等の通信手段を利用して行う取引）に係る受託業務の適正な運営・管理及び委託者（以下「顧客」という。）保護を図ることを目的とする。また、この規則に定めるもの以外は、別に定める「受託業務管理規則」を準用する。

(電子取引所管部署)

第2条 電子取引による受託業務の所管部署をオンライン事業部とする。また、電子取引による受託業務の総括管理責任者は管理部門を総括する役員とする。

(所管部署の職務)

第3条 オンライン事業部は、次の職務を行う。

- (1) 電子取引の口座開設の受付
- (2) 顧客カード、本人確認書の作成
- (3) ユーザーID、パスワードの発行及び管理
- (4) 売買注文の受付及び執行の管理
- (5) システム障害等への対応
- (6) 顧客からの相談等の受付
- (7) 電子取引の広告に関する業務

(商品先物取引に係る説明・口座開設)

第4条 当社は、顧客に商品取引所法関係法令及び諸規則における説明書（事前交付書面）等の関係書面を電磁的方法で交付し、商品先物取引の仕組み、投機性等の基本事項について開示を行う。

- 2 当社は、顧客が自己の判断と責任において取引を行うことについて十分な自覚があること及び前項の関係書面記載の事項について理解していることについての確認を電磁的方法で行った後、口座開設申込みを電磁的方法を介して受け付ける。
- 3 電子取引は、「非対面性」、「非書面性」という特性を有することから、顧客の本人確認書類を求めるとともに取引のユーザーID及びパスワードの通知を転送不要の配達記録郵便で当該本人確認書類に記載されている顧客の住居にあてて郵送するものとする。また、必要に応じて面談等を行うものとする。
- 4 電子取引に関する契約約款に定める「ロスカット取引コース」については、当該ロスカット制度の利用を選択する申し出を受けることとする。
 - (1) ロスカット制度の利用を選択した顧客については、「ロスカット取引コース」の取引本証拠金を適用することとする。
 - (2) ロスカット制度の利用を選択しなかった顧客については、「通常取引コース」の取引本証拠金を適用することとする。

(顧客カードの作成と適合性の審査)

第5条 当社は、参入者の適合性を判断するために、以下のとおり審査を行うものとする。

- (1) オンライン事業部は、新規顧客からの受託にあたって、予め顧客から提出を受けた口座開設書類（電磁的方法により受付けたものを含む）に基づき「顧客カード」及び「本人確認書」を作成し、審査のため管理責任者に提出するものとする。また、顧客の属性情報等に変更があった場合は、「顧客カード」を更新するものとする。
- (2) 管理責任者は、「口座開設書類」及び「顧客カード」の記載内容等において、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的を踏まえ、審査基準表を作成し適合性を審査する。
- (3) 総括管理責任者は、管理責任者の審査結果が妥当であるか、最終審査者としての判断の理由及び根拠を「審査基準表」に記載するとともに、受託の適否の判断を行うものとする。

(商品先物取引に不相当と認められる者の参入防止措置)

第6条 当社は、次の各号に該当する者（以下「受託制限該当者」という。）に対しては口座開設を行わない。なお、口座開設後に受託制限該当者に該当することが発覚した場合は、速やかに口座を閉鎖する等の措置を講ずる。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (2) 生活保護法の適用を受けている世帯に属する者
 - (3) 長期入院患者及び長期自宅療養者
 - (4) 随時連絡が取れない可能性のある者
 - (5) 過去に紛争を多発した顧客、その他商品先物市場の秩序を乱すおそれがある者
 - (6) 商品先物取引をするために借入れをする者
 - (7) 破産者で復権を得ない者
 - (8) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者
 - (9) その他上記に準ずる者
- 2 次の各号に該当する者（以下「準受託制限該当者」という。）に対しては、原則として口座開設を行わないこととする。
- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計を維持している者であって、その収入が収入全体の過半を超えている者
 - (2) 一定の収入（年収500万円以上）を有しない者
 - (3) 年齢が65歳以上の者及び30歳未満の者
 - (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行う者
- 3 顧客が前項に定める準受託制限該当者であっても、顧客本人より、自らが適合性の原則に照らして準受託制限該当者であることを理解しているとともに、次に定める例外要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面を当社に登録されたメールアドレスからのメール又は郵便等による申告があり、当該要件を満たしていることが証明できる場合には、総括管理責任者は管理責任者による適合性に関する確認結果を踏まえて口座開設の適否を判断する。

- (1) 前項第1号及び第2号に該当する顧客については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
 - (2) 前項第3号に該当する顧客については、次の区分による要件を満たしていること。
 - ア 65歳以上の者及び30歳未満の者については、直近3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引の取引経験を有するなど商品先物取引を行うにふさわしい投資経験（金融商品及び有価証券等の先物取引、株式の信用取引、外国為替証拠金取引等レバレッジ性のある取引を含む）があること、商品先物取引の仕組み、リスクその他電磁的方法により説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることの証明があること。但し、25歳未満の者にあつては事業主であること。
 - イ 65歳以上75歳未満の者及び25歳以上30歳未満の者で商品先物取引を行うにふさわしい投資経験のない者については、商品先物取引の仕組み、リスクその他電磁的方法により説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることの証明があること。なお、65歳以上75歳未満の者にあつては老後の備えとして蓄えた資産まで投資することがないよう投資可能資金額が適正に設定されていることを確認するとともに取引開始後も十分な管理を行うものとする。
 - (3) 前項第4号に該当する者については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- 4 前項の総括管理責任者による審査にあつては、例外要件を満たしていることの証明は次に定める書面を当社に登録されたメールアドレスからのメール又は郵便等による申告があることとする。
- (1) 投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることの証明は、資金の裏付けとして預貯金通帳の写し、又は顧客本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した書面による申告があること。
 - (2) 商品先物取引の経験を有するなど商品先物取引を行うにふさわしい投資経験があることの証明は、当該期間における取引記録を示す売買報告書等の証書（写し可）又は自書による取引期間を記載した書面による申告があること。
 - (3) 商品先物取引の仕組み、リスクその他電磁的方法により説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることの証明は、その旨を記載した書面による申告があること。

（取引の受託等に係る規制）

第7条 取引の受託等に係る規制（商品取引所法関係法令及び諸規則並びに商品取引所における市場管理に関する規制等）のうち、主な内容をホームページにおいて表示するものとする。

（顧客の保護育成措置）

第8条 当社は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な顧客層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない新たな顧客からの口座開設を行うにあつて、当該顧客の資質、資金力等を考慮した上で、相応の建玉枚数の範囲内において受託を行うよう、以下の事項を定める。

- (1) 直近3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引の経験のない者を未経験者と定め、取引開始から3か月間の習熟期間における取引量を投資可能資金額の3分の1までに制限することとする。
 - (2) 顧客が、商品先物取引の経験を有することの証明は、当該期間における取引記録を示す売買報告書等の証書（写し可）の提出があることとする。
 - (3) 未経験者から習熟期間中に投資可能資金額の3分の1を超える取引を希望する旨の申し出があった場合には、顧客が次の要件を満たしているとともに、自らが当該要件を満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告があり、総括管理責任者が許可した場合に限り、当該取引を受託することができるものとする。
 - ① 商品先物取引の経験のない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていることを顧客が理解していること
 - ② 顧客が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できること
- 2 習熟期間を経過した顧客については、当社から習熟期間解除の通知を行い、取引量の制限を解除するものとする。

（不正資金流入防止措置）

第9条 当社は、次の各号に該当する者の受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、農漁業組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で、直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係る者
 - (2) 国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者
 - (3) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者
- 2 前項各号のいずれかに該当する顧客から自己資金での取引である旨の自書による書面を受領することとする。
- 3 前項に定める書面の提出を受けた顧客の取引に係る実質入金額が一定の基準を超えたときは、不正資金の流入を防止するため次の調査を開始することとする。
- (1) 調査開始基準
顧客の実質入金額が、口座開設申込時に本人が記載した投資可能資金額を超えたとき、当該顧客の資金について調査を開始する。
 - (2) 調査部門
調査業務を行う部門は管理部が実施し、オンライン事業部はこれに協力するものとする。
 - (3) 調査項目
調査に当っては、当該顧客から実質入金額が自己資金であること及びその資金の根拠を記載した書面の差入れを受けるとともに、自己資金であることの裏付書類の提出を求めることとする。なお、裏付書類の提出がされなかった場合には、その後の新たな入金及び建玉の追加は受けないこととする。

- 4 当社は、顧客から不正資金による取引資金の預託があると判明したときは、その後の入金
は不正資金の有無に係らず受託しないこととし、当該顧客に対し速やかに決済するよう要請
するとともに、取引が決済されたときは速やかに清算することとする。
- 5 不正資金の流入を防止するために、その調査に係る記録を作成し、これを10年間保存す
ることとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第10条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同
額とする。但し、総括管理責任者が必要と判断した場合には、「通常取引コース」及び「ロ
スカット取引コース」の取引本証拠金の額をそれぞれ一定額増額することが出来ることとす
る。

- 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括管理責任者とし、その内容について社内に徹
底するとともに、顧客に周知し、その記録を5年間保存することとする。

(記録の保存)

第11条 取引の公正性の確保及び顧客との紛争の未然防止のため、取引の注文及びその処理結果等
顧客とのホームページ又は電子メールによる交信内容について、電磁的方法により記録し、
7年間これを保存する。

(ユーザーID及びパスワード等の取扱い及び管理)

第12条 顧客のユーザーID及びパスワード等を適切且つ厳正に取扱うため、その取扱いを以下の
通り定める。

(1) 登録手続き

- ① 受託契約完了後、オンライン事業部がユーザーID及びパスワードの設定を行う。
- ② ユーザーID及びパスワードの通知は、転送不要の配達記録郵便で当該本人確認書類
に記載されている顧客の住居にあてて郵送するものとする。

(2) ユーザーID及びパスワードの変更

顧客は登録変更画面でパスワードを変更できるものとする。ユーザーIDの変更は原
則できないものとする。

(3) ユーザーID及びパスワードの再発行の取扱い

ユーザーID及びパスワードの再発行は、顧客が当社に電話又は登録の電子メールア
ドレスで依頼した場合に限り行う。また、ユーザーID及びパスワードの通知は、転送
不要の配達記録郵便で当該本人確認書類に記載されている顧客の住居にあてて郵送す
るものとする。

(4) 守秘義務

ユーザーID及びパスワードは、部外者に対して通知・漏洩してはならない。

(セキュリティの確保)

第13条 電子取引に係るシステムのセキュリティ確保のため、以下の事項を講じる。

- (1) 交信情報の暗号化
- (2) ネットワーク不正侵入に対する防止策
- (3) コンピューターウイルスに対する防止策

2 顧客との間で行われる電子メール等による交信の際においてもセキュリティの確保に十分留意する。

(システム障害への対応)

第14条 電子取引に係るシステム障害が発生した場合に備え、必要なバックアップ体制を敷くとともに、システム障害等の対策としてコンティンジェンシー・プランを別途作成する。

(システム障害の記録・報告)

第15条 電子取引に係るシステム障害が発生した場合には、その状況及び対応の経緯等について記録し、適宜再発防止策を講じる。

2 電子取引に係るシステム障害が発生し、以下の項目に該当する場合は、報告書を作成して、日本商品先物取引協会に提出する。

- (1) 顧客への返還資金等が生じているもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 取引の受注等に支障が生じ、苦情・紛争の原因にあると思われるもの
- (4) その他、同項前各号に類すると考えられるもの

3 前項の報告書について記録する項目は、下記の通りとする。

- (1) 発生日時
- (2) 復旧日時
- (3) 障害状況
- (4) 障害の原因
- (5) 復旧までの影響
- (6) 対応方法
- (7) 再発防止策
- (8) 顧客からの照会状況及び対応状況

(広告に関する規制)

第16条 電子取引に係る広告を行うときは、別に定める「広告等に関する規程」に基づき適正に実施するものとする。

(日本商品先物取引協会ホームページへのリンク)

第17条 当社が商品取引所法に基づく受託業務の許可を受けていることの確認のため、当社ホームページに日本商品先物取引協会ホームページの会員名簿へのリンクを設ける。

(主務省及び日本商品先物取引協会への届出)

第18条 この規則は、主務省及び日本商品先物取引協会へ届け出る。これを変更したときも同様とする。

(この規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、取締役会の決議を経て行うものとする。

(附 則) 1. この規則は、平成20年4月1日から実施する。

2. 一部改正 平成20年5月1日から実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
98人	44人	37人	105人

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
750人	756人	1,111人

⑧ 苦情・紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 7 件	1 件	0 件	0 件	4 件	2 件	0 件
前年度から継続している案件の件数 3 件	0 件	0 件	0 件	1 件	2 件	0 件
合 計 10 件	1 件	0 件	0 件	5 件	4 件	0 件

(注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。

2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。

3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。

4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。

5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴 訟		訴 訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0 件	0 件 ※(0 件)		0 件 ※(0 件)	
前年度から継続している案件の件数 0 件	0 件 ※(0 件)		0 件 ※(0 件)	
合 計 0 件	0 件 ※(0 件)		0 件 ※(0 件)	

(注) 双方が提起したものは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

※ なお、（）内は自社が先に訴訟を提起した件数を記載している。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 4 件	4 件	0 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計 4 件	4 件	0 件	0 件	0 件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表
(平成21年3月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	5,572,070	流動負債	4,522,020
現金及び預金	598,756	未払金	66,497
預託金	290,000	預り証拠金	4,264,635
委託者未収金	12,482	受託業務預り金	114,900
前払費用	53,712	未払法人税等	7,722
保管有価証券	575,853	預り金	46,719
差入保証金	3,148,261	その他の流動負債	21,544
委託者先物取引差金	552,503		
繰延税金資産	292,616	固定負債	29,204
その他の流動資産	48,707	退職給付引当金	29,204
貸倒引当金	△ 823		
固定資産	711,561	引当金	59,725
有形固定資産	256,691	商品取引責任準備金 (商品取引所法第221条)	59,725
建築物	44,346		
構築物	639		
器具及び備品	10,035		
土地	201,670		
無形固定資産	48,472	負債合計	4,610,950
のれん	2,007	(純 資 産 の 部)	
電話加入権	10,259	株主資本	1,574,747
ソフトウェア	36,205	資本金	558,700
投資その他の資産	406,397	資本剰余金	25,000
投資有価証券	9,986	資本準備金	25,000
出資金	7,000	利益剰余金	991,047
長期未収債権	9,744	利益準備金	25,000
長期未収債権その他の未収債権 (破産更生債権等)	199,178	その他の利益剰余金	966,047
長期差入保証金	262,653	繰越利益剰余金	966,047
長期貸付金	3,456		
長期前払費用	17,866	評価・換算差額等	97,934
繰延税金資産	9,984	土地再評価差額金	97,934
敷金	80,370		
その他の投資金	9,400		
貸倒引当金	△ 203,243	純資産合計	1,672,682
資産合計	6,283,632	負債及び純資産合計	6,283,632

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

損益計算書

〔 自 平成20年 4月 1日 〕
〔 至 平成21年 3月 31日 〕

(単位：千円)

科 目		金 額
経 常 損 益	営業収益	1,294,540
	受取手数料	1,042,569
	売買損益	251,971
	営業費用	1,245,004
	販売費及び一般管理費	1,245,004
	営業利益	49,536
	営業外収益	6,479
	受取利息	3,292
	その他	3,187
	営業外費用	5,687
損 益	支払利息	1,558
	外国為替評価損	4,062
	その他	66
	経常利益	50,328
	特別利益	1,600
特別 損益	その他	1,600
	特別損失	31,375
	商品取引責任準備金繰入	31,375
税引前当期純利益		20,552
法人税、住民税及び事業税		4,730
法人税等調整額		△ 297,363
当期純利益		313,186

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書
〔 自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
前期末残高	558,700	25,000	—	25,000
当期変動額				—
剰余金の配当				—
利益準備金の積立				—
当期純利益				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	558,700	25,000	—	25,000

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
繰越利益剰余金				
前期末残高	25,000	652,861	677,861	1,261,561
当期変動額			—	—
剰余金の配当			—	—
利益準備金の積立			—	—
当期純利益		313,186	313,186	313,186
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			—	—
当期変動額合計	—	313,186	313,186	313,186
当期末残高	25,000	966,047	991,047	1,574,747

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
前期末残高	—	97,934	97,934	1,359,495
当期変動額			—	—
剰余金の配当			—	—
利益準備金の積立			—	—
当期純利益			—	313,186
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			—	—
当期変動額合計	—	0	0	313,186
当期末残高	—	97,934	97,934	1,672,682

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

④ 個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) その他有価証券

時価のあるもの・・・ 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの・・・ 移動平均法による原価法

(b) 保管有価証券は商品取引所法施行規則第39条の規定により株式会社日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の	85%
社債（上場銘柄）	額面金額の	65%
株券（一部上場銘柄）	時価の	70%相当額
倉荷証券	時価の	70%相当額

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・ 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産・・・ 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(a) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため支給見込額の当期事業年度の負担額を計上しております。

(c) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、従業員退職金規程に基づく確定給付型の退職一時金制度を採用し、退職給付に係わる期末自己要支給額を退職給付債務として計上しております。

(d) 商品取引責任準備金

商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に定めるところによる積立限度額を計上しております。

(4) 営業収益の計上基準

(a) 受取手数料

商品先物取引

商品取引所における約定日、又はこれに準じた一般に公正妥当な会計処理により計上することになっており、当社におきましては、委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済した時に計上しております。

商品ファンド

商品ファンドの販売にかかる手数料は、取引約定日に計上することになっております。

(b) 売買損益

商品先物取引損益

反対売買又は受渡しにより取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 改正平成19年3月30日 企業会計基準13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 改正平成19年3月30日 企業会計基準16号）が平成20年4月1日以降に開始する事業年度に係る計算書類から適用されることとなりました。

リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前に取得した所有権移転外ファイナンスリース取引については、資産、負債及び損益に与える影響が軽微なため通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始後に取得した所有権移転外ファイナンスリース取引については、当事業年度においては取得がないため該当がありませんが、将来取得した場合は同基準の会計処理による予定であります。

(6) 消費税等の会計処理

税抜き方式を採用しております。

【貸借対照表に関する注記】

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 200,719千円
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器一式、車両及びその他の事務用機器についてはリース契約により使用しております。
- (3) 土地評価差額金
土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）第7条第2項の規定より計上した再評価差額であります。土地の再評価差額益163,224千円は、繰延税金負債（65,289千円）と土地再評価差額（97,934千円）に計上されております。

再評価後の帳簿価額の合計	201,670 千円
再評価前の帳簿価額の合計	38,445 千円
<u>再 評 価 差 額 益</u>	<u>163,224 千円</u>

- (4) 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。
- イ. 預託資産
取引証拠金等の代用として次の資産を株式会社日本商品清算機構へ預託しております。
保管有価証券 575,853千円
- ロ. 分離保管資産
商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は118,993千円であります。
なお、同法施行規則第98条の規定に基づく委託者資産保全措置額は560,000千円であります。
- (5) 委託者未収金及び長期未収債権のうち、無担保のものは9,744千円、発生から1年を経過しているものは、1,288千円であります。
- (6) 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づくものであります。
- (7) 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、株式会社日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(8) 繰延税金資産

繰延税金資産及び繰延税金負債は、日本公認会計士協会監査委員会報告66号に基づき、実効税率40%を採用して下記のとおり計上いたしました。

	前期末残高	当期増減高	当期末残高
繰延税金資産（流動）純額	4,613 千円	288,003 千円	292,616 千円
繰延税金資産（投資等）純額			
繰延税金資産（投資等）額	65,913 千円	9,360 千円	75,273 千円
繰延税金負債（固定負債）額	△ 65,289 千円	0 千円	△ 65,289 千円
計	623 千円	9,360 千円	9,984 千円
合 計	5,237 千円	297,363 千円	302,600 千円

① 当期末の繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生増減の内訳は下記の通りであります。

	一時差異	繰延税金資産及び負債
繰延税金資産（流動）		
賞与引当金	2,736 千円	1,094 千円
未払費用	1,847 千円	739 千円
未払事業税（外形標準課税）	2,992 千円	1,197 千円
未払事業所得税	714 千円	285 千円
繰越欠損金	723,250 千円	289,300 千円
小 計	731,541 千円	292,616 千円
評価性引当金		
繰越欠損金	0 千円	0 千円
繰延税金資産（流動）純額	731,541 千円	292,616 千円
繰延税金資産（投資等）		
貸倒引当金	99,004 千円	39,601 千円
退職給付引当金	29,204 千円	11,681 千円
商品取引責任準備金	59,725 千円	23,890 千円
その他投資等	252 千円	100 千円
小 計	188,186 千円	75,273 千円
繰延税金負債（固定）		
土地再評価差額金	△ 163,224 千円	△ 65,289 千円
繰延税金資産（投資等）純額	24,962 千円	9,984 千円
合 計	756,503 千円	302,601 千円

当期において、税法上の課税所得額は43,363千円発生いたしました。従って当期課税所得額43,363千円は、過年度の繰越欠損金と相殺されましたので、都道府県民税の均等額を除く法人税等は発生いたしませんでした。それ故当期末の税務上の繰越欠損金残高は723,250千円になりました。

当期末において、三菱商事フューチャーズ証券㈱の先物取引事業を吸収分割し、吸収分割後の先物取引の委託者資産が吸収分割前の委託者資産の約2倍となりました。この結果、次期以降の見積利益が今期の純利益を上回って大幅に増加すると予想され、その計画書は取締役会にて承認されております。更に船橋市の土地、建物の売却計画が取締役会において承認されており、実現した場合はさらに利益も増加する見込みです。このため繰越欠損金の税効果を前期は計上しませんでした。当期末において「公認会計士協会の監査委員会報告第66号の④ただし書」に従って、欠損金残高723,250千円の税効果を計上いたしました。取締役会にて決議決定された次期以降の見積課税所得の金額は下記の通りであります。

平成22年3月31日に終了する事業年度の課税所得	196,222千円
平成23年3月31日に終了する事業年度の課税所得	268,300千円
平成24年3月31日に終了する事業年度の課税所得	284,500千円
合 計	<u>749,022千円</u>

(9) 1株当り当期純利益 22円41銭

【損益計算書に関する注記】

(1) 受取手数料収入の内訳

商 品 先 物 取 引	1,042,463 千円
商 品 フ ァ ン ド	105 千円
合 計	<u>1,042,569 千円</u>

(2) 売買損益の内訳

商 品 先 物 決 済 損 益	248,970 千円
商 品 先 物 評 価 損 益	2,989 千円
商 品 売 買 損 益	11 千円
合 計	<u>251,971 千円</u>

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	2,735%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	310%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	299%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	27%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100] *1	74%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	263%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	123%

平成21年8月24日

お客様各位

セントラル商事株式会社

セントラル商事株式会社（2009年3月期）年次情報開示資料の一部訂正について

弊社が開示しております、セントラル商事株式会社（2009年3月期）年次開示資料につきまして、一部内容に誤りがあり、下記の通り訂正いたしましたので、お知らせいたします。

記

（35ページ）

⑧ 苦情・紛争、訴訟に関する事項

（a） 顧客が提起したもの

（訂正前）

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 7 件	1 件	0 件	0 件	4 件	2 件	0 件
前年度から継続している案件の件数 3 件	0 件	0 件	0 件	1 件	2 件	0 件
合 計 10 件	1 件	0 件	0 件	5 件	4 件	0 件

（訂正後）

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 7 件	1 件	0 件	0 件	5 件	0 件	1 件
前年度から継続している案件の件数 3 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
合 計 10 件	1 件	0 件	0 件	6 件	1 件	2 件